

事例コード | 201401

2014 年（平成 26 年）2 月 14～16 日大雪による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①大雪の発生状況

平成26年2月13日に発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降った。特に、14日夜から15日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となった。

14日から19日までの最深積雪は山梨県甲府市甲府で114cm、埼玉県熊谷市熊谷で62cmとなるなど、統計期間が10年以上の観測地点のうち、北日本と関東甲信地方の18地点で観測史上1位を更新した。雪から雨に次第に変わっていったため、湿った重い雪となったことが特徴として指摘された。

このような状況のもと、埼玉県内について、気象庁は2月14日（金）9時22分に埼玉県全域に大雪注意報および着雪注意報を発表した。そして、同日15時09分に秩父地方を対象に大雪警報が、18時10分に埼玉県南中部、南東部、南西部、北東部、北西部を対象に大雪警報が発表された。

なお、関東甲信地方では1週間前の2月8日から9日にかけても大雪となっており、2週連続での大雪となった。

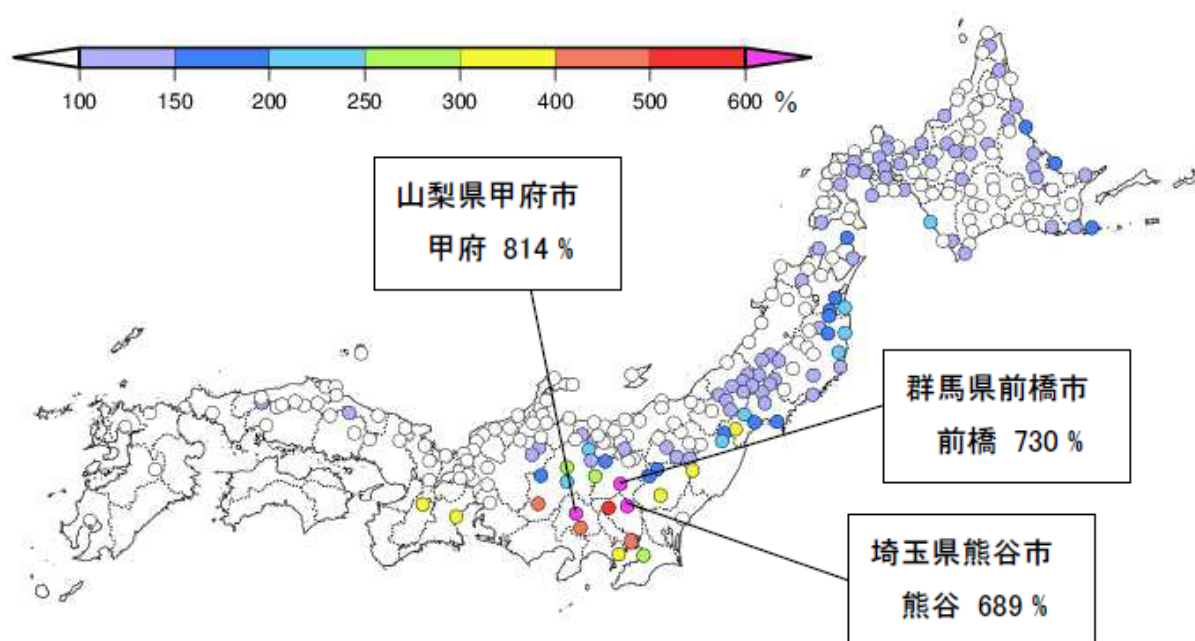


図 期間最深積雪と年最深積雪の平年値との比較分布図

(出典) 気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」(平成26年3月31日)

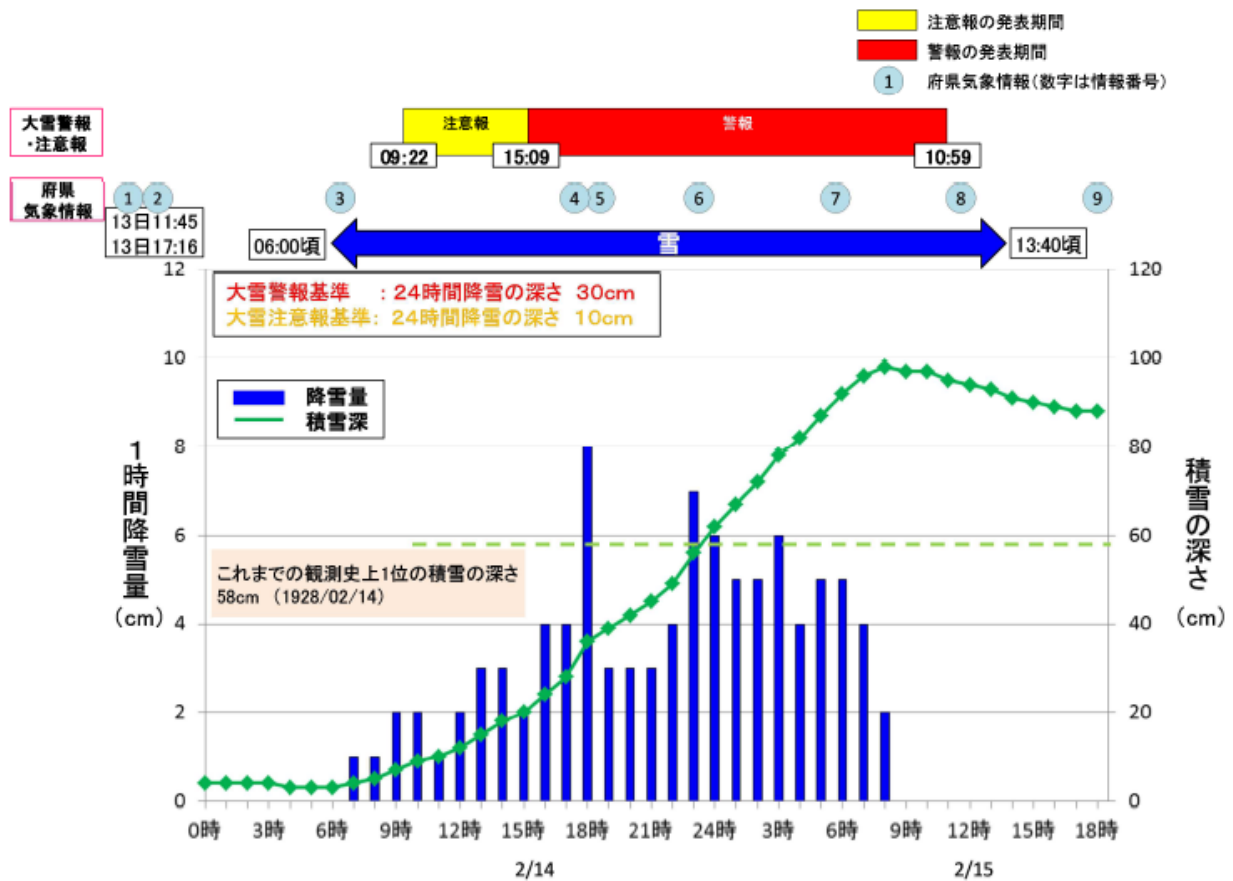


図 降雪量時系列グラフ（埼玉県秩父市秩父）

（出典）気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による２月１３日から２月１９日の大雪、暴風雪等」（平成26年３月31日）

②避難状況

全国では、岩手県遠野市、埼玉県秩父市、山梨県富士川町、道志村、西桂町で避難勧告が発令され、最大で10世帯、約18人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域

都道府県名	市区町村名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
岩手県	遠野市					1	1	2月15日 20時45分	2月16日 14時00分
埼玉県	秩父市					1	2	2月17日 11時45分	2月27日 13時00分
山梨県	富士川町	4	9	2月21日 9時50分	2月21日 17時00分	4	9	2月21日 17時00分	2月23日 12時00分
	道志村					1	1	2月23日 11時00分	
	西桂町	3	7	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分	1	1	2月23日 15時00分	3月6日 10時00分
						1	2		2月24日 15時00分
						1	2	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分
小計		7	16			8	15		
合 計		7	16			10	18		

（出典）内閣府「平成26年（2014年）豪雪について」（平成26年3月6日）

③被害状況

平成26年2月14日から16日かけての大雪等の被害は、北海道から宮崎県まで全国広範囲に渡り、死者26名、負傷者701名の人的被害をもたらした。建物（住家）被害は、全壊棟数は16棟、半壊棟数は46棟、一部破壊は585棟に及んだ。

また、農作物等の損傷や家畜の斃死、ビニールハウスの損壊など農業関係の被害が甚大となっており、埼玉県では農業関係の被害額が229億円に達した。

表 2月14～16日の大雪等による被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	26
	負傷者（重傷）	118
	負傷者（軽傷）	583
住家被害（棟）	全壊	16
	半壊	46
	一部損壊	585
	床上浸水	2
	床下浸水	30
非住家被害（棟）	公共建物	40
	その他	348

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）より作成

表 2月14～16日の大雪等による埼玉県被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	3	-
	負傷者（重傷）	12	
	負傷者（軽傷）	99	
住家被害（棟）	全壊	0	
	半壊	1	
	一部損壊	19	
	床上浸水	0	
	床下浸水	0	
非住家被害（棟）	公共建物	3	
	その他	45	
農業被害			229（億円）

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」より作成



図 埼玉県における被害状況写真

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」

（２）災害後の主な経過

２月14日朝からの降雪で９時22分に埼玉県内に大雪注意報が発表されたことを受け、埼玉県庁では待機体制を施行し、情報収集・初動対応を実施した。また、本庄市では災害対策初期活動本部が設置された。

同日18時10分に、埼玉県内のほぼ全域に大雪警報が発表されたことを受け、翌日２月15日に、埼玉県は、大雪被害対策体制を施行するとともに、本庄市においても非常体制1号配備に移行する等、応急対策を強化するための体制が強化された。

２月17日には道路の交通止め等で孤立集落が発生したことを受け、埼玉県から自衛隊の派遣が要請された。また、本庄市では災害対策本部が設置されるとともに、市長自ら市民に対し、防災無線による除雪の呼びかけが行われた。

埼玉県は、２月17日、埼玉県秩父地域等の市町村について、災害救助法の適用を決定した。また、国は、同18日に豪雪非常災害対策本部を設置するとともに、現地災害対策室を埼玉県、長野県、群馬県に設置した。

表 災害後の主な経過（本庄市・埼玉県・政府の取組状況）

年	月日	埼玉県・本庄市の対応	政府の対応
平成 26年	2月14日	9:22 埼玉県内全域に大雪注意報発令	
		9:22 埼玉県危機管理防災部及び県土整備部が待機体制を施行	
		本庄市は災害対策初期活動本部を設置	
		18:10 埼玉県内に大雪警報発令	
	2月15日	8:00 埼玉県危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部が大雪被害対策体制を施行	
		10:59 埼玉県内全域の大雪警報解除	
		11:00 埼玉県農林部が農業被害情報の収集を開始	
		本庄市は初期活動本部から非常体制1号配備に移行	
	2月17日		災害救助法を埼玉県（秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町）に適用
		18:30 埼玉県から自衛隊へ災害派遣要請	
		本庄市は災害対策本部を設置	
		本庄市長が防災無線で市民に除雪の呼びかけを実施	
	2月18日	本庄市は除雪等対策本部を設置	10:30 豪雪非常災害対策本部に格上げ設置
			18:00 政府現地災害対策室（埼玉県庁内）を設置
	2月23日	12:00 自衛隊へ撤収要請	
	2月27日	15:00 孤立集落孤立解消	
	3月6日		16:00 政府現地対策室（埼玉県）を閉鎖

出典）内閣府「平成26年豪雪について－２月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年３月６日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年２月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」、埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、本庄市資料より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1: 被災状況等の把握		【20140101, p169】 (本庄市)					
施策2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1: 復興体制の整備		【20140102, p170】 (本庄市)					
施策2: 復興計画の作成		【20140103, p171】 (埼玉県)					
施策3: 広報・相談対応の実施							
施策4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1: 緊急の住宅確保							
施策2: 恒久住宅の供給・再建							
施策3: 雇用の維持・確保							
施策4: 被災者への経済的支援							
施策5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1: 公共施設等の災害復旧							
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3: 都市基盤施設の復興					【20140104, p171】 (本庄市)		
施策4: 文化の再生					【20140105, p172】 (埼玉県)		
2.3 産業・経済復興							
施策1: 情報収集・提供・相談							
施策2: 中小企業の再建							
施策3: 農林漁業の再建					【20140106, p176】 (本庄市)		

3. 災害復興施策事例

【20140101】被災証明書の発行（本庄市）

- ・平成26年2月14日から大雪による被害では、大地震や台風による被害と異なり、家屋の全壊や大規模半壊はほとんど見られず、カーポートや雨どいの破損、屋根瓦の落下等が大半を占めたことから、これらについては、発行までに時間を要する「罹災証明書」ではなく、写真等の提出に基づき被災の認定を行う「被災証明書」を市民課で発行することとした。
- ・他方、住家被害については、申請を受けて被害認定調査を実施し被害程度に応じて発行する罹災証明書を発行した。
- ・被災証明書の発行にあたっては、防災無線、広報誌およびホームページにより被災状況を写真撮影しておくことを周知徹底し、申請時に被災状況を撮影した写真を添付してもらうこととした。発行にあたっては、写真確認による認定作業を経て、被災証明を発行し、迅速な対応に努めた。
- ・3月31日を申請期限としたが、その後も引き続き申請が出てきており、時間が経つにつれて、当時の被災であるかどうかを確認する作業が課題となっている。

表 被災証明書・罹災証明書の申請方法と目的

家財破損=被災証明書	家屋破損=罹災証明書
【申請者】 市内に物件を有する個人および法人 【必要書類】 被害の全体がわかる写真3枚程度、運転免許証等本人確認ができるもの 【費用】 無料 【目的】 カーポートやテレビアンテナ等の家財が破損し、保険の請求等をする場合 【発行手順】 申請→認定作業（書類）→発行	【目的】 家屋等、固定資産が破損した場合 【発行手順】 申請→認定作業（現地調査）→発行

（出典）本庄市「広報ほんじょう 2014No.98」より作成

No. _____

被災証明申請書

平成 年 月 日

（あて先）本庄市長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、被災証明を申請します。

被災年月日	平成 年 月 日
被災場所	本庄市
被災原因	☐ 震災 ☐ 水害 ☐ 風害 ☐ その他（平成26年2月14日から同15日の大雪）
被災物件	
申請者と被災物件の関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 使用者 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他（ ）
証明書の使用目的	☐ 保険の請求 ☐ 融資の申込 ☐ その他（ ） ☐ 被害状況写真（全体の状況がわかるもの） ☐ その他（ ）
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

本庄市長 吉田 信解

様式第1号

罹災証明交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）本庄市長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、罹災証明の交付を申請します。

記

世帯主氏名	_____ 印 _____			
	年 月 日	生 誕	職 業（ ）	
罹災場所				
罹災原因	平成26年2月14日から平成26年2月15日にかけての大雪のため			
罹災年月日	平成 年 月 日			
罹災状況（該当するものに○をつけること）	住家（ ）・非住家（ ） 全壊・半壊・一部破損（ ） 床上浸水・床下浸水・その他（ ）			
世帯構成	氏 名	続柄	年令	備 考

図 被災証明書及び罹災証明書の交付申請書

（出典）本庄市「被災証明申請書」「罹災証明交付申請書」

【20140102】復旧・復興体制の構築（本庄市）

- ・ 大雪による被害状況の把握を適切に行うとともに、関連機関への連絡・調整、応急措置・復旧対応等を初動期から迅速に行うため、本庄市では、災害発生からの経過期間にあわせて段階的に体制構築を行い、対応にあたった。
- ・ 当初設置された、災害対策初期活動本部は、大雪に対する初期対応および除雪等対策本部の事後処理を行うため、災害に直接関係する関係課から 35 名の職員を構成員として設置された。
- ・ 15 日大雪警報が解除されたが、道路の除雪作業や市民の問合せに対応するため、非常体制 1 号を配備した。さらに、17 日には多数の農業関連施設の倒壊、住宅や事業所建物等の破損など被害が大きかったことから、市長、副市長、教育長及び部局長に加えて市議会議長や一部事務組合の消防長等も加わる災害対策本部が設置された。
- ・ 18 日からは主に道路の除雪や災害時要援護者の対応、孤立集落の解消等の対応を行う、通常の災害対策本部規模（市長、副市長、教育長及び部局長）となる除雪等対策本部が設置された。あわせて、職員による除雪隊が編成され、除雪作業の実施にあたった。
- ・ 24 日の除雪等対策本部が解散された後は、災害対策初期活動本部が再度設置され、事後処理にあたった。

表 大雪に関する復旧体制（本庄市）

体制名	職員数	設置期間	主な目的・取組内容
災害対策初期活動本部	35 名	2月 14 日～15 日	・ 大雪に対する初期対応を図るため設置。 ・ 情報収集を行い、被害の有無を確認し、状況によって 1 号配備に移行する体制。 ・ 災害等に早急に対処するため、初期活動関係課（農政課、建設課、下水道課、総務課、市民福祉課、環境産業課、危機管理課）の職員で構成。
非常体制 1 号配備	82 名	2月 15 日～17 日	・ 道路の除雪に多くの時間を要すること、殺到する市民からの問合せに対応するため設置。 ・ 基本的には初期活動本部の対応を継続し、情報収集および連絡活動を主に実施。 ・ 必要に応じて、応急措置などを実施し、状況によって 2 号配備に移行する体制。 ・ 初期活動本部の職員と部課長、関係課の一部職員から構成。
非常体制 3 号配備 及び災害対策本部	263 名	2月 17 日	・ 市の全組織を持って対処する体制。通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長から構成）に市議会議長、一部事務組合の消防長と事務局長（清掃センター）が参加。 ・ 多数の農業用ハウスやカーポートの倒壊、住宅や事業所建物の破損などの被害状況の把握、雪による多数の道路通行不能箇所の啓開、災害時要援護者の見回り等について、市役所内の全組織で対応。
除雪等対策本部	14 名	2月 18 日～24 日	・ 通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長）職員で構成。 ・ 市内の道路の除雪、災害時要援護者の対応、孤立集落の解消、農業施設等の被害状況調査などを行うとともに、学校や公民館事業の再開、罹災証明の発行など、復旧について協議・調整。 ・ 職員による除雪隊（234 名）を編成し、主に通学路の除雪を実施。また、要請があった際には災害時要援護者宅の除雪も対応。
災害対策初期活動本部	35 名	2月 24 日～27 日	・ 除雪等対策本部の事後処理を行うため設置。 ・ 取組内容や構成については、2 月 14 日～15 日設置の内容と同様。

（出典）本庄市資料より作成

【20140103】復旧・復興体制の構築（埼玉県）

○市町村情報連絡員の配置による市町村支援体制の構築

- ・埼玉県では、災害発生時の初動期に被災市町村自らが被害状況を調査し県へ報告することの負担を鑑み、市町村情報連絡員を配置することとしている。
- ・市町村情報連絡員は、市町村役場の近隣に居住する県職員について、事前に1市町村あたり3名程度を割り当てておき、災害時には担当職員が自主的に担当となっている市町村に参集し、各々独自に被害状況や市町村の状況を把握し、県に情報を集約させるもので、年に1回非常参集訓練等を行うなど、実効性を高める工夫もなされてきた。
- ・大雪災害時には、訓練等を通じ、市町村職員と連絡員（県職員）とが旧知の関係を構築できていたことから、円滑な情報収集・県への集約が実現できた。

表 市町村情報連絡員の概要

項目	概要
役割	・初動時における市町村の状況把握 ・被害状況等の情報収集 ・支援内容の調整
参集基準	（勤務時間外に） ・県内に震度6弱以上の地震が発生 ・「東海地震予知情報」が発表 ・相当規模の風水害等が発生若しくは発生が予想される場合
連絡員の指定	近隣に居住する職員を中心に、あらかじめ1市町村あたり3名を指定

（出典）埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、埼玉県「平成26年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要」より作成

○群馬県・新潟県との三県防災協定に基づく受援

- ・首都直下地震等を想定した広域応援や、平時からの協力体制の構築を図るため、県では、群馬県、新潟県との三県知事会議において、平成25年1月に三県防災協定を締結した。
- ・本協定に基づき、防災担当課長による連絡会議が設置され、定期的に協定に基づく連携体制構築に係る検討が行われてきた。この検討の中で、従前から応援要請手続き等についても定めていたことから、本協定を根拠として、本県から新潟県に対し応援要請を行い、新潟県および新潟県十日町から除雪に必要な物資の提供を受け、迅速に除雪を行うことができた。
- ・県では、この経験をもとに、大雪等の対応に際し、都道府県間の広域連携体制を一層強化することとしている。

【20140104】道路の除雪作業（本庄市）

○市長からの「呼びかけ」に応じた市民や自主防災組織による自主的な除雪作業の実施

- ・大雪災害を受け、2月17日に市長自ら、防災行政無線を活用して、市民へのお見舞いと市民による自主的な除雪作業の呼びかけを行った。
- ・さらに、自主防災組織が、自治会の広報用スピーカーを用いて地域住民に対し除雪を呼び掛けた。これを受け、農業従事者が多い地域では、トラクター等で除雪が行われたほか、災害時応援協定を締結している企業・団体からは、協定内容に除雪に関する対応は明記されていないものの、除雪の協力を申し出る事業者もみられた。
- ・幹線道路の除雪は市が、生活道路の除雪は市民が実施することとし、市民に対して市ができることとできないことをはっきり伝えることで、緊急事態に直面していることが認識され、市民による自助・共助の活動が展開された。

表 除雪に関する市長からの放送内容（本庄市）

こちらは防災本庄です。市民の皆さま、本庄市長の吉田です。このたびの大雪で、被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。また、これまでの皆さまの協力に、心からお礼申し上げます。市内の除雪作業は、幹線道路を優先的に行っておりますが、歩道や生活道路まで対応することは難しく、現在、子供たちの通学路の確保をはじめ、市民生活全般に、支障が出ております。市役所も全力で取り組んでおります。ぜひ皆さまも、ご近所、団体、会社などお声がけの上、生活道路や歩道の除雪にご協力をよろしくお願いします。

（出典）本庄市資料

【20140105】検証報告書の作成（埼玉県）

①検証実施の背景

- 大雪災害の対応では、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施したが、情報伝達や市町村との意思疎通など、様々な分野で課題が明らかになった今回の大雪対応について検証を行うこととした。

②検証体制

- 平成 26 年 3 月 14 日に庁内関係各課により構成される「大雪庁内検証委員会」を設置した。検証委員会は、3 月 20 日から 5 月末の約 2 ヶ月間で 4 回開催され、大雪災害対応に際しての課題抽出等が主な議題として検討が行われた。

③検証項目

- 大雪災害における県の応急対応について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項として、大雪庁内検証委員会では下記の項目を抽出し、検証の対象とした。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証項目

- | |
|--|
| ①情報収集と情報共有
②災害広報のあり方
③災害対応に係る体制
④災害対応や被災者支援
⑤道路機能の確保 |
|--|

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成 26 年 2 月 14 日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

④検証方法

- 検証は、1. 「大雪庁内検証委員会」による課題抽出、2. 秩父郡市市町等へのヒアリング、3. 防災関係機関へのヒアリング、4. 大雪対応についての事例調査の 4 つの手法で構成され、実施された。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証方法

- | |
|--|
| 1. 大雪庁内検証委員会による課題抽出 |
| ①第 1 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時 30 分～11 時 40 分
・場所 危機管理防災センター 第 2 災害対策室
・議題 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害状況と対応について
課題の洗い出しと意見交換について
今後の進め方について |
| ②第 2 回検証委員会
・日時 平成 26 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング中間報告及び課題の整理 |
| ③第 3 回検証委員会
・日時 平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 3 時 30 分～5 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・議題 ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討 |
| ④第 4 回検証委員会
・日時 平成 26 年 5 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分～11 時 00 分
・場所 危機管理防災センター 本部会議室
・内容 検証結果とりまとめ |
| ⑤アドバイザーからの助言
・東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授（県防災会議委員）から課題への対応の方向性等について助言を受けた |

イ 秩父郡市町等（災害救助法適用市町村）へのヒアリング
消防防災課職員が訪問し、各市町における今回の大雪についての応急対応の状況等についてヒアリングを行った。
■日 程
- 平成26年3月17日（月） 長瀬町、横瀬町 18日（火） 秩父市、皆野町 27日（木） 小鹿野町 5月26日（月） 飯能市、神川町
ウ 防災関係機関へのヒアリング
陸上自衛隊第32普通科連隊、熊谷地方气象台、ライフライン事業者にヒアリングを行った。
■日 程
- 平成26年3月19日（水）※ NTT東日本、東京電力、JR東日本 - 平成25年度第2回埼玉県防災会議 4月10日（木） 熊谷地方气象台、NTTドコモ 16日（水） 陸上自衛隊第32普通科連隊
エ 大雪対応についての事例調査
今回の大雪の除雪対応に当たって除雪に関する協力を得た新潟県に対し、大雪への対応についてヒアリングを行った。

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑤検証の流れ

- 大雪の応急対応における検証の流れとして、関係各課所から課題を抽出し、市町村や関係機関へのヒアリングを実施した。その後、アドバイザー（県防災会議委員）との意見交換や参考となる事例調査（新潟県）を経て、課題の分析や対応の方向性を整理し、とりまとめを行った。その結果は、庁内各部局への照会をへて、地域防災計画へ反映された。
- 大雪庁内検証委員会は、平成26年3月から5月にかけて4回開催された。

<検証の流れ>

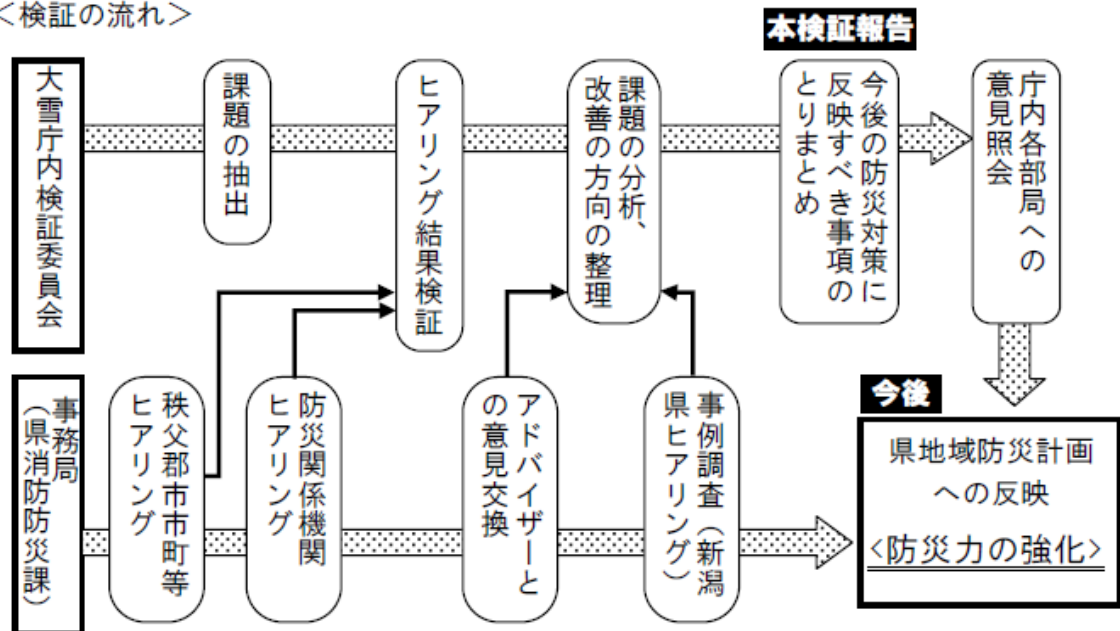


図 検証の流れ

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

表 大雪庁内検証委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回	平成26年3月20日	- 平成26年2月14日からの大雪による被害状況と対応について - 課題の洗い出しと意見交換について - 今後の進め方について
第2回	平成26年3月28日	・ヒアリング中間報告及び課題の整理
第3回	平成26年4月18日	・ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討
第4回	平成26年5月28日	・検証結果とりまとめ

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑥検証報告書の構成

- 検証結果については5つの検証項目ごとに章立てがなされ、各項目について、状況整理（大雪対応の取組内容）、問題点の検証、改善の方向性等について整理した。

	論 点	対応の方向性	主な取組
情報収集・共有・発信	よかった点 本庁職員を連絡員として地域機関に派遣したことで情報入手がスムーズになった。 課 題 県の災害対応が見えにくかった。	的確な情報収集・共有の徹底 ■本庁内、現地地域機関における情報共有の仕組みづくり ■市町村等との情報共有機能の強化 ■防災情報システムの機能活用・拡充 ■積極的広報による県の対応状況PR	○本庁から現地地域機関への災害対策緊急要員の派遣 ○市町村情報連絡員の増員、市町村担当制の導入 ○災害オペレーションシステムの整備、防災情報システムの情報発信機能の活用 ○記者レクの定期的実施（県HPへの掲載）、プレゼン能力を重視したスポークスマンの選定
災害対応に係る体制	よかった点 部隊調整（自衛隊、警察、防災航空隊）の場を設けたことで救出・救助、物資供給等を円滑に実施できた。 課 題 県の配備体制（トップ、呼称、人員）が不透明で分かりにくかった。	体制の強化及び関係機関との連携 ■災害対応体制配備基準の明確化 ■体制配備の伝達手段の強化 ■初動要員の確保 ■災害対応に係る装備の充実	○災害即応室の新設 ○職員参集支援システム（参集連絡メール）の活用 ○注意報等に基づく配備体制の前倒し実施 ○雪対応資材等（かんじき、融雪剤等）の確保
道路機能の確保	よかった点 三県防災協定、建設業協会、TEC-FORCEが機能し、除雪困難箇所の解消が早まった。 課 題 異常な積雪のため、除雪作業に長時間を要した。	効率的な除雪の実現 ■除雪応援の体制の充実 ■除雪能力の向上 ■除雪優先順位の設定 ■除雪しやすい道路環境の整備	○他県、建設関連団体、企業との連携 ○除雪資機材の整備検討、オペレータの育成 ○防災活動拠点、拠点病院等へのアクセス確保のための優先除雪ルートを選定 ○雪前防止柵、スノーボール等の設置、雪捨て場の事前選定

図 大雪の検証結果の主な論点と対応の方向性および主な取組

(出典) 埼玉県「大雪の検証結果と今後の対応について」

⑦検証報告書の結果に基づく地域防災計画の改正

- 大雪庁内検証委員会による検証結果を踏まえて、平成26年12月に県全体の防災力の向上を図る観点から、地域防災計画の一部について、改正を行った。
- 具体的には、県・市町村が実施すべき事項に加え、県民の役割を加え、県民、市町村、県各々が実施すべき事項を主体別に整理した。

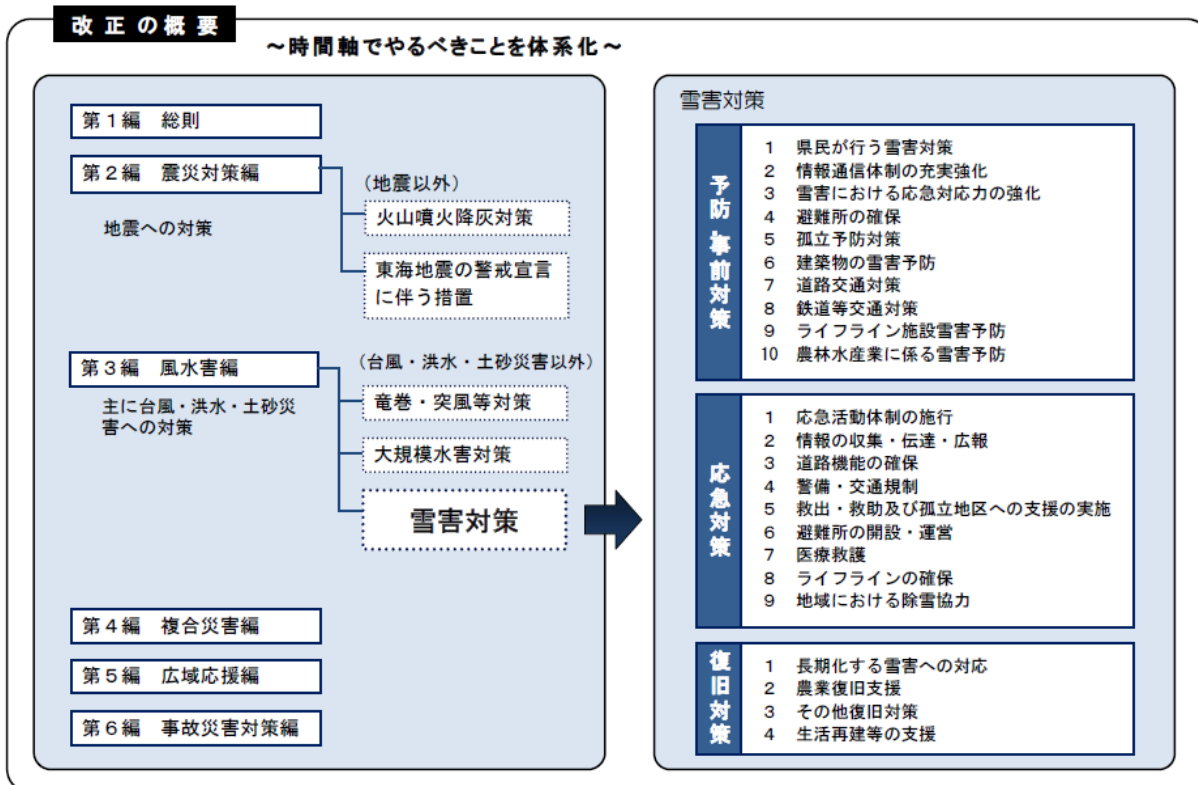


図 雪害対策に関する地域防災計画の改正の概要

(出典) 埼玉県「埼玉県地域防災計画の改正について」

【20140106】 農業者の営農継続支援（本庄市）

○農業者への資金確保支援

- ・ 市では、雪により倒壊した農業用施設等の再建の支援にあたり、農林水産省の補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用することとし、農業者への被災による影響や負荷を軽減させるための支援を実施した。
- ・ 本事業の活用により、386 経営体に対して助成を行い、2,179 棟の農業用鉄骨ハウス、パイプハウス、畜舎等の再建が行われた。
- ・ 本事業については、市ホームページや広報紙等で周知を行い、利用を促したり、農業者等を対象に制度に関する認知度を高めた。
- ・ 補助制度の活用にあたっての今後の課題として、申請から支払、現地確認等の事務作業の負担が非常に大きいことから、事前に対応を協議しておくことが必要である。

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

項目	概要
助成対象者	次の要件を満たした農業者 ① 平成 25 年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けていること ② 今後も営農を継続すること
対象となる事業内容	被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
助成率	以下の定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額（うち国 1/2、地方公共団体 1/2） (1) 被覆材がガラスのハウス 1,200 円/㎡ (2) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880 円/㎡ (3) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス 290 円/㎡ (4) 畜舎 4,500 円/㎡ (5) 自力撤去 110 円/㎡ (6) その他の施設 (1)～(5)に準じる (例えば、果樹棚は(3)又は(5)、農作業用施設は(4)) (7) 市町村特認単価（次のような理由で、上記助成単価を超えることがやむを得ない場合、市町村は都道府県と協議の上助成単価を決めることができますので、市町村にご相談ください（自力撤去以外）） ① 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ② 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 ③ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 ④ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 ⑤ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

（出典）農林水産省「被災農業者向け経営体育成支援事業パンフレット～大雪被害対策の実施について～」